

富田訪問看護ステーション

当施設は医療保険の指定を受けています。

（岡山県指定 第 0290369号）

重要事項説明書

重要事項説明書

1. 設置者

法人の名称	富田ケアセンター有限会社
法人の所在地	岡山県倉敷市玉島道口2754-1
代表者名	代表取締役 山中 祥吉
電話番号	(086) 522-8511

2. 事業所の概要

事業所の名称	富田訪問看護ステーション
事業の種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所の所在地	岡山県倉敷市玉島道口78-1
事業者番号	3360290369 (医療 0290369)
管理者名	中村 秀代
電話番号	(086) 522-5550
FAX	(086) 436-1990
実施地域	倉敷市(児島地域・帯江・豊洲地域・中庄地域・天城・茶屋町地域・庄北地域・倉敷北地域をのぞく)・浅口市・矢掛町・里庄町(里庄東小学校区、新庄まで)

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能向上を目的とする。

(2) 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 営業日

営業日	日～土
営業時間	受付時間：午前8時30分～午後5時30分 電話などにより24時間連絡可能な体制とする。
定休日	年中無休 365日営業

5. 職員体制

管 理 者	看護師	中村 秀代
看 護 師	常勤	名(うち兼務 名) 非常勤 名(うち兼務 名)
准看護師	常勤	名(うち兼務 名) 非常勤 名(うち兼務 名)
理学療法士	常勤	名(うち兼務 名) 非常勤 名(うち兼務 名)
作業療法士	常勤	名(うち兼務 名) 非常勤 名(うち兼務 名)
言語聴覚士	常勤	名(うち兼務 名) 非常勤 名(うち兼務 名)

6. 担当職員の変更

①いつでも担当の訪問看護職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、訪問看護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

②当事業所は、担当の訪問看護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問看護員を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様又はご家族の了解を得ます。

7. 利用料

(1) 精神科訪問看護基本療養費

表示している料金は 10 割の料金となっていますので、個々のご負担割合(1 割・2 割・3 割など)に応じた料金をいただくことになります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)			1 日につき			
イ 保健師、看護師、作業療法士			週 3 日まで		週 4 日目以降	
			(1)30 分以上 5,550 円		(3)30 分以上 6,550 円	
			(2)30 分未満 4,250 円		(4)30 分未満 5,100 円	
□ 准看護師			(1)30 分以上 5,050 円		(3)30 分以上 6,050 円	
			(2)30 分未満 3,870 円		(4)30 分未満 4,720 円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)			1 日につき(同一建物居住者)			
イ 保健師、看護師、作業療法士			週 3 日まで		週 4 日目以降	
			(1)30 分以上 5,550 円 (2)30 分未満 4,250 円		(3)30 分以上 6,550 円 (4)30 分未満 5,100 円	
					(3)30 分以上 3,280 円 (4)30 分未満 2,550 円	
			同一日 2 人		(1)30 分以上 2,780 円 (2)30 分未満 2,130 円	
□ 准看護師			(1)30 分以上 5,050 円 (2)30 分未満 3,870 円		(3)30 分以上 6,050 円 (4)30 分未満 4,720 円	
					(3)30 分以上 3,030 円 (4)30 分未満 2,360 円	
			(1)30 分以上 2,530 円		(3)30 分以上 3,030 円 (4)30 分未満 2,360 円	
					(1)30 分以上 2,530 円	
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)			外泊時の訪問看護 1 日につき 8,500 円			
情報提供療養費 1・2・3			1 月につき		1,500 円	
☆管理療養費	月の初日	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円	
	2 日目以降	3,010 円	301 円	602 円	903 円	

精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)

精神訪問看護指示書および精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の基本療養費
精神訪問看護基本療養費(Ⅲ)

同一建物に居住する複数の利用者へ同一日にサービスを提供した場合の療養費

精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)

入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中 1 回(厚生労働大臣が定める疾病等においては 2 回)に限り算定。

○サービスの加算料金(精神)

24 時間対応加算	1 月につき	6,800 円
特別管理加算	1 月につき	2,500 円
特別管理加算(重症度高い)	どちらかのみ	5,000 円
長時間精神科訪問看護加算	1 回の訪問看護の時間が 1 時間 30 分を超える場合	5,200 円
複数名精神科訪問看護加算※1	他の看護師	4,300 円
	他の准看護師	3,800 円
夜間・早朝訪問看護加算※2	夜間または早朝にサービスの 提供を行う場合※	2,100 円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)※3	月 1 回に限り	1,830 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算※4	月 1 回に限り	50 円
訪問看護医療情報連携加算	月 1 回に限り	1,000 円
訪問看護物価対応料(1 日につき) (令和 8 年度)※5	月の初日の訪問の場合	60 円
	月の 2 日目以降の訪問の場合	20 円
訪問看護物価対応料(1 日につき) (令和 9 年度)※5	月の初日の訪問の場合	120 円
	月の 2 日目以降の訪問の場合	40 円

※1 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合

※2 夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)または早朝(午前 6 時から午前 8 時まで)にサービスの提供を行う場合

※3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、訪問看護管理療養費を算定している利用者 1 人につき、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)として、月 1 回を限度して算定する。

※4 地方厚生局に届け出た訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く)が、電子資格確認(オンライン資格確認)により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に、月 1 回に限り、算定する。

※5 令和 8 年度及び令和 9 年度の物価上昇に段階的に対応するため、訪問看護管理療養費及び包括型訪問看護療養費の算定に併せて算定します。

・訪問看護医療情報連携加算は、医療関係職種等に記録された利用者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、記録し、医療関係職種等に共有できる体制にある場合に、月 1 回を限度として算定します。

(2) その他の利用料

交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求致します。なお、自動車を使用した場合は下記により請求致します。

指定訪問看護サービスを医療保険に基づきご利用の場合は、運営規程の定めに基づき、交通費の実費額を請求致します。なお、自動車を使用した場合は下記により請求致します。

◎実施地域を超えた場合、片道40円をいただきます。

交 通 費	1kmにつき	40円
-------	--------	-----

(3) エンゼルケア料

10,000円を請求致します。

(4) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、至急事業所までご連絡ください。キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求致しません。

① 前日までにご連絡の場合	キャンセル料は不要です
② 12時間前までにご連絡場合	介護報酬告示上の額の50%
② 12時間前までにご連絡のない場合	介護報酬告示上の額の70%

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月15日までに請求しますので、30日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

(6) 保険給付のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますのでお申し出下さい。

8. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置致します。

①当事業所の相談苦情連絡窓口

TEL : 086-522-5550

担 当 部 署: 富田訪問看護ステーション

担 当 者: 中村 秀代

受 付 時 間: 午前8:30~午後5:30

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております

②行政機関等

当事業所以外に下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

※行政機関その他苦情受付機関

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

◎倉敷市役所介護保健課

倉敷市西中新田 640

電 話 (086) 426-3343

◎浅口市役所高齢者支援課 浅口市健康福祉センター内 浅口市鴨方 2244-26

電 話 (0865) 44-7113

◎矢掛町福祉介護課

小田郡矢掛町矢掛 3018

電 話 (0866) 82-1026

◎里庄町役場健康福祉課

浅口郡里庄町里見 1107-2

電 話 (0865) 64-7211

◎岡山県国民健康保険団体連合会

岡山市北区桑田町 17 番 5 号

受付時間 8:30~17:00 電 話 (086) 223-8811

9. 提供するサービスの内容

(1) 精神科訪問看護計画書の作成

主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた精神科訪問看護計画書を作成します。

(2) 精神科訪問看護の提供

- ① 病状・障害・全身状態の観察
- ③ 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ④ 療養上の世話
- ⑤ 褥創の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の助言
- ⑨ カテーテル等の交換・管理

⑩ ターミナルケア

⑪ その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

10. 個人情報の保護について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	病 院 名	
	主 治 医 氏 名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先 TEL	
緊急連絡 先	氏 名	(続柄：)
	連 絡 先 TEL	
主治医・ご家族などへの連 絡 基 準		

12. 事故発生時の対応方法について

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

13. 虐待の防止のための措置に関する事項

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。(年一回以上)

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

14. 身体拘束の禁止

1 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。

(1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行
うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を
図る

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化の研修を実施(年一回以上)

15. 就業環境の確保

事業所は適切な指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供票を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

2 相談に対応するための窓口を設置し、従業者に周知する。

16. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

17. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18. 地域との連携等

事業所は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

19. 掲示

事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上での情報が閲覧できるよう掲載・公表する。

20. その他運営に関する重要事項

その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 1 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその他の家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は富田ケアセンターが定めるものとする。
- 5 利用者に対する訪問看護の提供に関する諸記録を、整備し、その完結の日から5年間保存する。

当事業所は、利用者に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に際し、利用者及びその家族に対して本書面に基ついて、重要事項を説明しました。

年 月 日

訪問看護及び介護予防訪問看護

<事業者>岡山県倉敷市玉島道口2754番地1

富田ケアセンター有限公司 代表取締役 山中 祥吉

富田訪問看護ステーション

説 明 者

職 名 _____

氏 名 _____

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明と交付を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護の提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

代理人（身元引受人） 住所

（続柄 ） 氏名

個人情報使用同意書

富田訪問看護ステーション

1. 使用目的

私及び家族の個人情報は、医療機関・居宅サービス担当者会議・介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合は、使用する事に同意します。

2. 条 件

情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

富田ケアセンター有限公司 殿

令和 年 月 日

利用者	住所	〒
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	(続柄：)
家族	住所	
	氏名	(続柄：)